

第 1 回 山形県行政不服審査会議事概要

- ・ 日 時／平成28年8月22日（月） 14：00～
- ・ 場 所／県庁講堂
- ・ 出席者／委 員 阿部委員、齋藤委員、津川委員、水上委員、渡辺委員
 全員出席
 事務局 学事文書課長ほか3名出席
 審査庁 子ども家庭課課長補佐ほか1名出席

1. 開 会

- 第1回山形県行政不服審査会を開会

2. 学事文書課長あいさつ

- 山形県行政不服審査会の委員就任を御快諾くださり感謝。
- 行政不服審査法について、およそ50年ぶりに抜本的な改正が行われ、本年4月1日から施行された。
- この改正により、審理員制度の導入や第三者機関の設置など、より公正な手続の下で国民の権利利益の救済が図られる仕組みに変わった。
- 本県においても、昨年度に新たな審理体制を構築し、この4月から審理員候補者を選定し、当行政不服審査会を設置した。
- 行政不服審査会の位置づけは知事の附属機関であり、その役割は公正中立な立場で県の裁決の判断の妥当性をチェックするという今般の行政不服審査法改正においても大きな柱として位置付けられている。
- 委員の皆様には大変重要な役割を担っていただくことになるが、本審査会新設の趣旨を御理解いただき、忌憚のない意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

3. 委員紹介等

- 委員及び事務局職員が簡潔にあいさつした。

4. 協 議

- (1) 委員の互選により水上委員が会長に選出された。
- (2) 会長により阿部委員が会長職務代理者に指名された。
- (3) 行政不服審査法の概要について、事務局から説明があった。
- (4) 本県の行政不服審査体制等について、事務局から説明があった。
- (5) 山形県行政不服審査会運営要領（案）について、事務局から説明があった。山形県行政不服審査会運営要領（案）が承認された。これにより、審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しないこととされた。
- (6) 山形県行政不服審査会の運営方法（案）について、事務局から説明があった。山形県行政不服審査会の運営方法（案）が承認された。

5. 調査審議

審査庁からの特別児童扶養手当認定請求却下処分についての審査請求に係る諮問について、調査審議を行った。

(1) 調査

必要な調査として、審査庁から今回の審査請求の概要、審査庁の裁決（案）の方向性等についての説明を受けた。

(2) 質疑応答

審査庁に対して質疑応答を行った。

(3) 審議

委員のみで審議を行い、答申の方向性を決めた。

6. その他

次回の審査会は、平成28年9月27日（火）に開催することで日程調整をした。

7. 閉 会 （終了 16：00）